

『現場代理人』の常駐義務緩和について（お知らせ）

（最終）更新日：平成28年9月13日

平成23年11月14日付け国土建第161号の通達（別紙参照）を受け、本市においても、平成24年1月から通達に準じた取り扱いとします。

A. 「現場代理人の常駐義務の緩和」に係る期間又は条件について

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ② 工事完了検査終了後の事務手続き等の残務処理期間
- ③ 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ④ 工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでなく、かつ、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること

B. Aに伴う「他工事の現場代理人又は技術者等の兼任」について

Aの④と、次のア～ウを全て満たす場合に適用されます。

- ア. 兼任する工事の件数は、3件以内とします。
- イ. 工事場所は、市内全域とします。
- ウ. 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能であることとします。